



《介護保険サービスをご利用の皆さまへ》

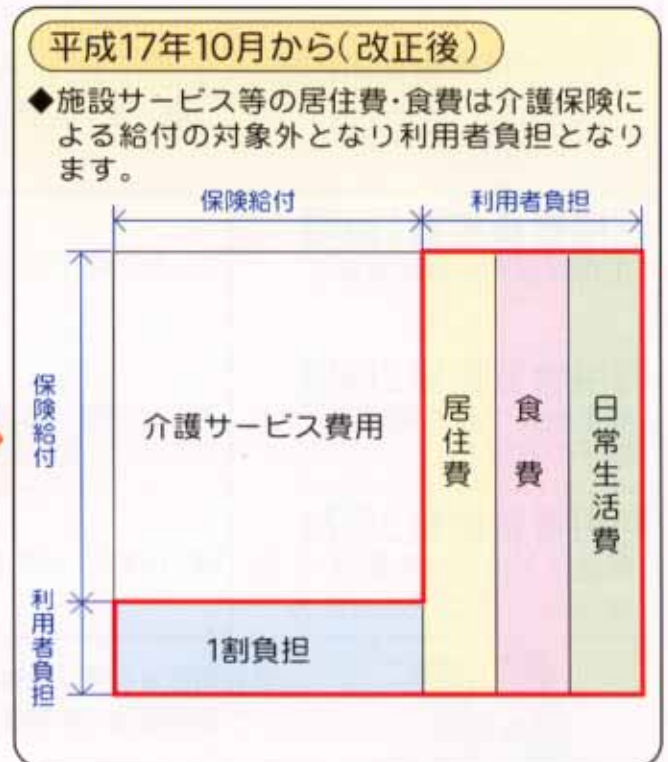
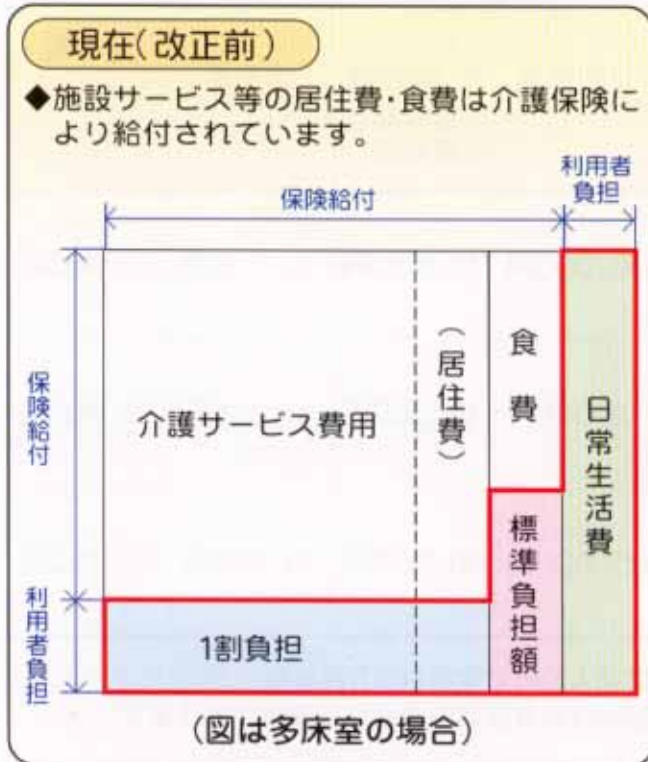


～平成17年10月から～

施設サービス等の居住費・食費の利用者負担が変わります

介護保険法の改正により、在宅で生活する方と施設に入って生活している方の費用負担を公平にするなどのため、**平成17年10月から施設サービス等の居住費・食費が利用者負担となります。**

※ 対象：特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、ショートステイ、デイサービス、デイケア



改正後の利用者負担額は…

居住費・食費の標準的な利用者負担額は次の表のように定められています。

◆基準費用額(月額を目安)

| 区 分 | | 居住費 | 食 費 |
|----------|------------------|---------|---------|
| ユニット型個室 | | 60,000円 | 42,000円 |
| ユニット型準個室 | | 50,000円 | |
| 従来型個室 | 特別養護老人ホーム | 35,000円 | |
| | 老人保健施設、介護療養型医療施設 | 50,000円 | |
| 多床室 | | 10,000円 | |



※ 実際の利用者負担額は、施設や居住環境によって異なります。

※ 施設の設定した居住費・食費が表の額を下回る場合は、施設が設定した額までの負担となります。

※ ユニット型:居室(個室)と食堂等の共同生活室によって一体的に構成される場所をいいます。

※ ユニット型準個室:ユニット型で、居室(個室)が隣室と完全に分かれていないものをいいます。

(裏面もご覧ください。)